

7 農地中間管理事業

<農地中間管理事業の趣旨>

農業者の高齢化、新規就農者不足により増加した荒廃農地の抑制、また意欲ある農業者に農地を集積し、地域内の分散し錯綜した農地の集約化を推進するため、農地中間管理事業が平成26年4月より開始された。

農地中間管理事業は「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、静岡県農地中間管理機構とともに、離農・規模縮小する農業者等からは農地の貸付申込の受付を、また、規模拡大を希望する農業者から農地の借受希望に関する公募を実施し、担い手農業者に農用地等を貸し付けるとともに、必要に応じて保全管理及び利用条件の改善を行っている。

本市では平成27年度から農地の貸借を進めている。

富士市の農地中間管理事業による担い手への農地集積面積

単位:ha

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年
農地集積面積	51.1	72.7	35.3	120.2	51.7	44.7

8 荒廃農地の発生防止と再生利用

農業者の高齢化、労働力不足を原因とした荒廃農地の増加が問題となっている。

荒廃農地の増加は国土保全や水源涵養等、農業の有する多面的機能の低下、病害虫、鳥獣被害の多発につながり、農業の衰退にさらなる拍車をかけることになる。

そのため、本市の農業関係団体にて組織する富士市農業再生協議会及び農業委員会と連携し、農業者自らが開設する市民農園の推進、荒廃農地の発生防止、早期の再生に努めている。

農業委員会が非農地判定した面積

単位:ha

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
非農地判定面積	11.2	10.9	10.4	21.4	15.0

資料:富士市農業委員会

再生作業により再生した農地

単位:a

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
再生作業実施面積	0	0	4	21	56

(注)荒廃農地等利活用促進交付金を活用し再生した面積